

静情審第67号
平成27年2月23日

静岡県知事 川勝平太 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年6月3日付け福指第101号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

特定の個人の特定の介護支援事業所に対する県への相談に基づいて行われた
とする調査・処分等に係る文書の非開示決定（存否応答拒否）に対する異議
申立て（諮問第192号）

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成26年2月5日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、特定日に相談した特定の介護支援事業所（以下「対象事業所」という。）の調査内容及び処分内容並びに調査及び処分に対する対象事業所からの回答のわかる公文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求し、同日、実施機関はこれを受け付けた。
- (2) 平成26年2月13日、実施機関は請求書の記載内容を踏まえ、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号及び第3号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条（公文書の存否に関する情報）に該当するとして、条例第11条第2項に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年4月6日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月11日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 私は、対象事業所の法令違反について、実施機関に通報した。このような場合、実施機関は対象事業所に対し、法的権限に基づいて監査、立ち入り検査及び報告の聴取を行うことができる。これらの指導、監督が適切に行われたのかを知りたいのである。本件対象文書は行政指導により対象事業所から任意に提供されたものではなく、法的権限に基づいて提出させたものであるから非開示情報には該当しない。
- (2) 介護保険の被保険者であり、介護保険料を納める者として、不正をする事業所があること、また、それが見逃され、放置されてしまうことは断じて許せない。

現在の介護保険制度の問題点を改善し、今後も制度を継続させるための

手段のひとつとして、これらの情報は開示されるべきである。

- (3) 対象事業所は重大な法令違反をしているのだから、実施機関は法的権限に基づき指導や処分を行っているはずである。

不正を行っている事業所の状況が公開されなければ、同様の被害に遭うサービス利用者や不正の実態を知らないままに勤務する事業所の職員が増えてしまう。

そのような被害を未然に防ぐために、不正の実態や指導の状況は、公開すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象公文書の内容又は性質について

実施機関は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定された居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所の指定に係る事務を行っている。（法第79条）指定権者である実施機関に対しては、サービス利用者やその家族などから当該指定事業所による不適切なサービス提供に関する苦情等が寄せられることがあり、その場合、必要に応じて事業者等に対して関係書類の提出や検査を求めることができる（法第24条、第83条）。また、その結果によっては、業務改善勧告、業務改善命令（法第83条の2）、指定の取消し等を行うことができる（法第84条）。

異議申立人が開示を求めているのは、特定日に対象事業所に関して自らが実施機関に相談した事実を前提にした、対象事業所に対して実施機関が行った調査の内容及び処分の内容並びに当該調査及び処分に対する対象事業所からの回答内容の分かる公文書である。

- (2) 非開示（存否応答拒否）とした具体的理由について

特定の個人が対象事業所について、事業者の監督官庁である実施機関に相談したという事実は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当し、同条ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示情報に該当する。

また、特定の事業所に対して調査を行ったり、行政処分には相当しない比較的軽微な違反を理由として業務改善勧告を行ったりしたことについては、法人に関する情報であって、公にすることにより、事業所を運営する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の非開示情報に該当する。

なお、特定の事業者に対して指定取消し等の行政処分を実施した場合については、法第85条の規定に基づき、事業者の名称、当該指定に係る事業所の名称及び所在地等の情報を静岡県公報に掲載したり、静岡県ホームページで公表したりしていることから、行政処分の事実や処分に至る経過等に関する事実が明らかにされている場合もあるが、本件の開示請求については、特定の個人が対象事業所に関して相談を行ったことや実施機関が対象事業所に対して調査を行った事実があったことを前提としているため、特定の個人の相談を端緒とした行政処分に係る情報であり、個人情報（条例第7条第2号）に該当する。

よって、本件対象文書の存在を明らかにした場合、非開示事由である個人情報（条例第7条第2号）及び事業活動情報（条例第7条第3号）を明らかにすることになるため、本件対象文書の存否を明らかにすることはできない。

したがって本件対象文書の存在を前提とした請求に係る公文書の存在を明らかにすることができないものとして、条例第10条の規定に基づき、公文書非開示決定（存否応答拒否）を行ったものである。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、対象事業所に関して相談（通報）した当事者であり、対象事業所に対して適切な指導監督が行われたかを知りたい旨の主張をしているが、公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かは、当該情報の当事者や利害関係人であるなどの開示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容及び性質によって判断するものであるため、異議申立人の主張は妥当ではない。

なお、対象事業所に係る調査結果等に関しては、公文書開示請求に係る対応とは別に、情報提供者への説明責任の一環として、可能な範囲で情報提供を行っている。

イ さらに、異議申立人は、「行政指導により任意で情報を提出させた場合や法人又は事業を営む個人が有利な政策形成を求めてその根拠を資料として提出した場合とは性質を異にする。よって非開示情報には該当しない。」としている。

これは、開示請求を行った情報は、実施機関が法的権限により収集した情報であるため、条例第7条第3号イにいう保護されるべき非公開特約付きの任意提供情報には該当しないと主張と推測されるが、そもそも、本件の開示請求に対して改善報告書等の存在を明らかにすれば、非開示情報である特定の個人が対象事業所に関して相談を行ったことや実

施機関が対象事業所に関して調査を行った事実があったことも明らかにしてしまうことから、その結論に変わりはないため、異議申立人の主張は妥当でない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件における開示請求について審査した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 本件対象文書について

実施機関は法第 79 条に規定する居宅介護支援事業を行う事業所の指定に係る事務を行っており、指定権者である実施機関は、事業所の利用者やその家族等から苦情や相談があった場合、事業所に対し、報告の聴取（法第 24 条）や検査（法第 83 条）を行い、また、その結果によっては業務改善勧告、業務改善命令（法第 83 条の 2）及び指定取消し（法第 84 条）等の処分を行う権限を有している。

本件対象文書は、特定日に対象事業所に関して異議申立人が実施機関に相談した事実を前提にした、対象事業所に対して実施機関が行った調査の内容及び処分の内容並びに当該調査及び処分に対する対象事業所からの回答内容の分かる文書である。

(2) 存否応答拒否の適否について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第 10 条に該当するとして、本件処分を行っている。

条例第 7 条第 2 号は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものについては、同号ただし書きに該当する情報を除き、非開示情報として規定している。

本件対象文書は、特定日に対象事業所に関して異議申立人が実施機関に相談した事実を前提にしており、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が対象事業所に係る相談を実施機関に対して行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

特定の個人が対象事業所に係る相談を実施機関に対して行ったという事実の有無は、条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないため、非開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示す

ることとなるため、条例第7条第3号の該当性を判断するまでもなく、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否することが妥当である。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、当事者であるから本件対象文書は開示されるべき旨を主張する。

しかしながら、自己情報に係る開示請求については、条例による開示請求制度とは別に、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）による開示請求制度が設けられており、条例に基づく公文書の開示請求は、何人でも、請求の目的を問わず、行うことができるものであるから、開示、非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報に係る開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

また、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、存否応答拒否が請求に対する例外的な対応であることを踏まえると、実施機関においては、開示請求者に対して、必要な範囲で請求の趣旨を確認し、開示請求に係る事務手続において十分な教示を行うなど、適切な制度案内をすることが望まれる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 6 月 3 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成 26 年 7 月 28 日	審議	第 274 回
平成 26 年 8 月 25 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 26 年 8 月 25 日	審議	第 275 回
平成 26 年 9 月 9 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 26 年 9 月 29 日	審議	第 276 回
平成 26 年 10 月 27 日	審議	第 277 回
平成 26 年 11 月 17 日	審議	第 278 回
平成 26 年 12 月 22 日	異議申立人から意見を聴取、審議	第 279 回
平成 27 年 1 月 28 日	審議	第 280 回
平成 27 年 2 月 23 日	審議、答申	第 281 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 274 回～第 281 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 274 回、第 276 回～ 第 278 回、第 280 回、 第 281 回
中野美恵子	静岡大学 副学長	第 275 回～第 281 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 274 回～第 281 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 274 回～第 281 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 274 回～第 278 回、 第 280 回